

産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)FAQ

(01) 総論

01-01	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)とはどのような制度ですか。
01-02	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)は労働者個人に支給されるものですか。
01-03	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)はいつまで実施するのでしょうか。

(02) 事業主の要件

02-01	「事業再構築補助金」または「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(※以下「ものづくり補助金」と表記します。)」の採択及び交付決定を受けた事業主は、すべて本助成金の対象となるのでしょうか。
02-02	第11回公募以前の公募要領に基づく「事業再構築補助金」または第16次公募以前の公募要領に基づく「ものづくり補助金」の採択及び交付決定を受けた場合は、労働者を雇い入れた場合でも、支給対象とならないのでしょうか。
02-03	事業再構築または生産性向上に資する取組に必要となる者が、役員等の雇用保険被保険者でない場合は対象となりますか。
02-04	事業再構築補助金またはものづくり補助金の採択及び交付決定を受けましたが、事業計画の「実施体制」中に人材確保に関する事項を記載していない場合は、労働者を雇い入れた場合でも、支給対象とならないのでしょうか。
02-05	労働者を有期雇用契約で雇い入れる場合は対象となりますか。
02-06	労働者はいつまでに雇い入れる必要がありますか。
02-07	労働者を雇い入れる事業所で雇用する労働者を解雇した場合は、助成対象になりますか。
02-08	「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主」とありますが、具体的にはどのような要件ですか。
02-09	雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。
02-10	労働保険料滞納事業主は対象になりますか。
02-11	労働関係法令違反(送検等)事業主は対象になりますか。
02-12	不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。

(03) 対象労働者の要件

03-01	助成金の対象となるのは、どのような労働者を雇い入れた場合でしょうか。
03-02	雇い入れた労働者が、専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導(教育訓練等)の業務に従事する者であることは、どのように証明すればよいでしょうか。
03-03	自営業者、個人事業主、フリーランスへの業務委託も対象になりますか。
03-04	過去に雇い入れたことがある人を再度雇い入れる場合は助成金の対象となりますか。
03-05	過去にグループ会社で雇い入れたことがある人を雇い入れる場合は助成金の対象となりますか。
03-06	自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用する場合は助成金の対象になりますか。
03-07	対象労働者の要件として「部下を指揮および監督する業務に従事する者であって、係長相当職(名称の如何にかかわらず、その者の部下として1階職以上の従業員を有するものをいう)以上の者」とありますが、部下の人数の下限はありますか。また、部下の雇用形態は問わないということでしょうか。

(04) 賃金の要件、助成内容

04-01	支給対象期と助成対象期間について教えてください。
04-02	支給要件の「350万円以上の賃金を支払うこと」の賃金には残業手当、休日手当、賞与（ボーナス）は含まれますか。
04-03	対象労働者の賃金が途中で下がったため、助成対象期間の賃金が350万円に満たない予定です。既に第1期支給対象期の支給を受けていますが、この場合助成金を返還する必要がありますか。
04-04	対象労働者が支給決定までの間に自己の都合で離職した場合、支給を受けることはできますか。
04-05	第1期支給対象期の賃金が175万円未満の場合は、助成対象期間の賃金が350万円以上であっても支給を受けることはできないのですか。
04-06	支給上限人数はありますか。

(05) 手続き、提出書類等

05-01	支給申請書は事業所ごとの提出ですか。あるいは事業主ごとの提出ですか。
05-02	支給申請書はいつまでに提出する必要がありますか。
05-03	産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）の申請には、どのような書類が必要ですか。添付書類も教えてください。
05-04	支給申請書などの様式はどこでもらえますか。
05-05	社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。
05-06	会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。
05-07	支給申請を行った後、助成金が支払われるまでにどれくらいかかりますか。
05-08	支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりませんか。郵送やオンラインで提出できますか。
05-09	支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。
05-10	支給申請の結果はどのように連絡がきますか。
05-11	助成金はどのように受け取るのですか。
05-12	土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいのでしょうか。
05-13	相談や申請手続きは、各都道府県の（公財）産業雇用安定センターが窓口になりますか。
05-14	支給申請書の申請に必要な添付書類は全て原本を提出する必要がありますか。
05-15	事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画に記載することとされている「実施体制」の他に、事前に労働局またはハローワークへ「人材確保計画」を提出する必要がありますか。

(06)その他

06-01	事業再構築補助金とはどのような制度ですか。
06-02	事業再構築補助金の手続きについて教えてください。
06-03	ものづくり補助金とはどのような制度ですか。
06-04	ものづくり補助金の手続きについて教えてください。
06-05	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが、どうしたらよいですか。
06-06	他の雇用関係助成金との併給はできますか。
06-07	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)は課税対象となりますか。
06-08	事業再構築補助金またはものづくり補助金の採択後、事業計画が頓挫し事業再構築を止めた場合でも産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)の支給対象となりますか。

設問番号	設問	
01-01	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)とはどのような制度ですか。	景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行い、当該生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材の雇い入れを支援する制度です。 ○助成内容: 生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材を雇い入れた場合(雇入れの要件は03-01を参照してください。)に、その労働者の賃金の一部に相当する額を定額で助成します。 【助成額】中小企業:250万円/人、中小企業以外:180万円/人 【上限人数】1事業主あたり、5人まで(同一の事業主が複数の雇用保険適用事業所を設置している場合は、当該事業所すべてをあわせて5人まで)
01-02	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)は労働者個人に支給されるものですか。	労働者を雇い入れた事業所の事業主に対して支給されます。
01-03	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)はいつまで実施するのでしょうか。	令和8年度以降の取り扱いについては未定です。

(02) 事業主の要件

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
02-01	「事業再構築補助金」または「ものづくり補助金」の採択及び交付決定を受けた事業主は、すべて本助成金の対象なるのでしょうか。	第12回公募および第13回公募の公募要領に基づく事業再構築補助金のうち「成長分野進出枠(通常類型)」の採択及び交付決定を受けた事業主または第17次以降の公募要領に基づくものづくり補助金のうち、「製品・サービス高付加価値化枠」の採択及び交付決定を受けた事業主が対象となります。また、事業計画に記載することとされている「実施体制」中に人材確保に関する事項を記載する必要があります。
02-02	第11回公募以前の公募要領に基づく「事業再構築補助金」または第16次公募以前の公募要領に基づく「ものづくり補助金」の採択及び交付決定を受けた場合は、労働者を雇い入れた場合でも、支給対象とならないのでしょうか。	第11回公募以前の公募要領に基づく「事業再構築補助金」または第16次公募以前の公募要領に基づく「ものづくり補助金」の採択及び交付決定を受けた事業主は支給対象となりません。 なお、第10回公募および第11回公募事業再構築補助金(「物価高騰対策・回復再生応援枠」及び「最低賃金枠」に限る。)の交付決定を受けた事業主については、令和7年3月31日までに雇い入れた対象労働者(補助事業実施期間内に雇い入れた対象労働者に限る。)に係る産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)の支給対象となります。
02-03	事業再構築または生産性向上に資する取組に必要となる者が、役員等の雇用保険被保険者でない場合は対象となりますか。	雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者でない場合は支給対象となりません。
02-04	事業再構築補助金またはものづくり補助金の採択及び交付決定を受けましたが、事業計画の「実施体制」中に人材確保に関する事項を記載していない場合は、労働者を雇い入れた場合でも、支給対象とならないのでしょうか。	支給対象とはなりません。ただし、事業再構築補助金またはものづくり補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し、当該承認日の翌日以降、補助事業実施期間の末日まで対象労働者を雇い入れた場合は、支給対象となります。計画変更についての詳細は事業再構築補助金またはものづくり補助金のホームページをご確認ください。
02-05	労働者を有期雇用契約で雇い入れる場合は対象となりますか。	期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れる必要があるため、有期雇用契約労働者は対象となりません。 また、期間の定めのない労働契約を締結する労働者であっても、パートタイム労働者(※)は対象となりません。 ※一週間の所定労働者時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して短い労働者であって、雇用保被保険者取得における雇用形態が「3」等である者をいいます。
02-06	労働者はいつまでに雇い入れる必要がありますか。	交付決定を受けた事業再構築補助金またはものづくり補助金の補助事業実施期間内に雇い入れる必要があります。 また、事業再構築補助金またはものづくり補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合は当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間の詳細は事業再構築補助金またはものづくり補助金のホームページをご確認ください。
02-07	労働者を雇い入れる事業所で雇用する労働者を解雇した場合は、助成対象になりますか。	労働者の雇い入れ日の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間(以下「基準期間」といいます。))に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者(雇用保険法第38条第1項に規定する「短期雇用特例被保険者」及び同法第43条第1項に規定する「日雇労働被保険者」を除く。)を事業主都合で解雇等(労働者の責めに帰すべき理由による解雇、天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇以外の解雇に勧奨退職等を加えたものであって、雇用保険被保険者資格喪失の確認の際に喪失原因が「3」と判断されるもの。)している場合は助成対象となりません。 また、基準期間に、雇用保険法第23条第2項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が、対象労働者の出向開始日における雇用保険被保険者数に対して6%を超える場合(基準期間に、特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合を除く)は助成対象となりません。 労働契約期間の満了による離職であっても、離職時の状況によっては解雇等とみなされる場合があります。当該期間に離職者がいる場合は、ご注意ください。詳細については、管轄のハローワークにお問い合わせください。
02-08	「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主」とありますが、具体的にはどのような要件ですか。	生産量(額)、販売量(額)又は売上高等事業活動を示す指標の事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が、前年同期(雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る。)に比べ10%以上減少していることが要件となります。 また、上記に加えて、派遣労働者を受け入れている場合は、派遣労働者数による雇用量を示す指標の事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画書の申請日の属する月の前々々月から前月の3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)減少していないことも要件となります。

(02) 事業主の要件**令和7年4月1日版**

設問番号	設問	
02-09	雇用保険に加入していませんが、労災保険に加入していれば対象になりますか。	雇用保険と労災保険のいずれにも加入する必要があります。
02-10	労働保険料滞納事業主は対象になりますか。	支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納がある事業主には支給されません（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主又は納付の猶予期間内に支給申請を行う事業主であって猶予期間の終了日の翌日から2か月以内に当該労働保険料を納付した事業主を除きます。）。
02-11	労働関係法令違反（送検等）事業主は対象になりますか。	支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業主には支給されません。
02-12	不正受給をした、又はしようとした事業主は対象になりますか。	以下のいずれかに該当する事業主には支給されません。 ①平成31年3月31日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から3年を経過していない。 ②平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定や支給決定の取消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない。 ③平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等があり、当該不支給決定または支給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日または支給決定取消日から5年を経過していない（返納金を完納していない場合を含む）。

(03) 対象労働者の要件

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
03-01	助成金の対象となるのは、どのような労働者を雇い入れた場合でしょうか。	「事業再構築補助金」または「ものづくり補助金」の交付決定を受けた生産性向上に係る業務に就く者であって、次の①および②に該当する者でを雇い入れた場合に支給対象となります。 ① 次のaまたはbのいずれかに該当する者 a 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者 b 部下を指揮および監督する業務に従事する者であって、係長相当職（名称の如何にかかわらず、その者の部下として1階職以上の従業員を有するものをいう）以上の者 ② 1年間に350万円以上の賃金※が支払われる者 ※ 賃金は、時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当に限りです。 ※ 助成対象期間の賃金が350万円以上であっても、それぞれの支給対象期の賃金が175万円以上でない場合は、当該支給対象期について支給を受けることはできません。
03-02	雇い入れた労働者が、専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者であることは、どのように証明すればよいでしょうか。	対象労働者雇用状況等申立書（様式第2号）に、当該労働者の従事する業務の内容を記載してください。なお、必要に応じて業務内容や部署等が分かる書類を求める場合があります。
03-03	自営業者、個人事業主、フリーランスへの業務委託も対象になりますか。	対象とはなりません。雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れる必要があります。
03-04	過去に雇い入れたことがある人を再度雇い入れる場合は助成金の対象となりますか。	雇入れ日の前日から過去3年間に、事業主と雇用、請負、委任、出向、派遣の関係にあった対象労働者を雇い入れる場合は支給対象となりません。
03-05	過去にグループ会社で雇い入れたことがある人を雇い入れる場合は助成金の対象となりますか。	雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任、出向、派遣の関係にあった事業主と資本的・経済的・組織的関連性等からみて独立性が認められない事業主が、対象労働者を雇い入れる場合は支給対象となりません。 両法人間における出資等の状況が次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、両法人間に独立性がないものと判断とします。 イ 資本金の50％を超えて出資していること。 ロ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。 （イ）代表者が同一人物であること。 （ロ）両法人の取締役を兼務している者が、いずれかの会社について過半数を占めていること。 （※）なお、上記イ又はロに該当しない場合であっても、その他の資本的・経済的・組織的関連性等から見て独立性の有無を判断します。例えば、次の観点等を踏まえて判断します（ハ～リのうちいずれか1つに該当したことをもって直ちに独立性がないと判断するものではありません。）。詳しくは、労働局やハローワークにお問い合わせください。お問い合わせ先は、産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）HPの「助成金の支給申請窓口の一覧」をご参照ください。 ハ 出資について、50％以下であるが相当程度の割合の出資を行っていること。 ニ 取締役会の構成員について、次のいずれかに該当すること。 （イ）代表者が親子、兄弟等近親者であること。 （ロ）一方の会社の代表者が他方の会社の取締役を兼務していること。 （ハ）両方の会社の取締役を兼務する者が複数いること。 ホ 人事、経理、労務管理、労働条件等の決定に関与していること。 ヘ 人的交流が恒常的に密であること。 ト 場所的に業務遂行の区別が不明確であること。 チ 連結決算の方法がとられていること。 リ 常時50％を超える取引が行われていること。 ※ 事業主と関係事業主が同一の親会社の子会社である場合については、事業主の親会社からの出資割合と関係事業主の親会社からの出資割合を乗じて得た割合により、イ及びハに該当するか否かを判断します。

(03) 対象労働者の要件

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
03-06	自分(社長)の子どもを他の労働者と同じ条件で雇用する場合は助成金の対象になりますか。	事業主または取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族および姻族)を雇い入れる場合は支給対象となりません。
03-07	対象労働者の要件として「部下を指揮および監督する業務に従事する者であって、係長相当職(名称の如何にかかわらず、その者の部下として1階職以上の従業員を有するものをいう)以上の者」とありますが、部下の人数の下限はありますか。また、部下の雇用形態は問わないということでしょうか。	部下については1名以上有していることが要件となります。また、部下の雇用形態は正規雇用である必要があります。

(04) 賃金の要件、助成内容

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
04-01	支給対象期と助成対象期間について教えてください。	助成対象期間とは、対象労働者の雇入れに係る日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日。ただし、賃金締切日に雇い入れた場合は雇入れの日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れの日。）から起算して1年間をいいます。また、助成対象期間のうち最初の6か月を第1期支給対象期、次の6か月を第2期支給対象期といいます。
04-02	支給要件の「350万円以上の賃金を支払うこと」の賃金には残業手当、休日手当、賞与（ボーナス）は含みますか。	残業手当、休日手当、賞与（ボーナス）は含みません。時間外手当及び休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給及び諸手当を（労働協約、就業規則又は労働契約において明示されているものに限る。）を対象としています。 なお、諸手当に含むか否かについては以下によります。 (イ) 諸手当に含むもの。 a 労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。 (ロ) 諸手当に含まないもの。 a 月ごとに支払われるか否かが変動するような手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精勤手当、報奨金等） b 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等） (ハ) 上記（イ）、（ロ）で挙げた手当以外の手当については、手当の名称にかかわらず実態により判断するものとする。 ただし、諸手当に含むか否かについては、手当の名称にかかわらず実態により判断することとし、上記（イ）に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記（ロ）に挙げた手当であっても。例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。 a 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する家族手当。 b 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に定額で支給する通勤手当。 c 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当。
04-03	対象労働者の賃金が途中で下がったため、助成対象期間の賃金が350万円に満たない予定です。既に第1期支給対象期の支給を受けていますが、この場合助成金を返還する必要はありますか。	第1期支給対象期の支給申請は、助成対象期間を通じて支給要件を満たすことを前提としたものです。このため、第1期支給対象期の支給決定後に助成対象期間に支払われた賃金額が350万円※に満たなかった場合など、支給要件を満たさないことが判明した場合は、既に支給された助成金は返還が必要となります。 ※月に無給日（事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く）が10日以上ある場合は、支払われた賃金額が350万円未満であっても、当該無給日のある月を除いて支給額を算定の上、支給される場合があります。
04-04	対象労働者が支給決定までの間に自己の都合で離職した場合、支給を受けることはできますか。	支給を受けることはできません。また、第1期支給対象期の支給決定後に対象労働者が離職した場合、既に支給された助成金は返還が必要となります。ただし、次のaからcまでのいずれかの理由により、支給対象期の途中で事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は、当該事業主が雇用しなくなった日の属する月の前月までの期間について、支給を受けることができます（支払われた賃金が、【350万円×雇用しなくなった月/12】以上である場合に限ります。）。 a 対象労働者の責めに帰すべき理由による解雇 b 対象労働者の死亡（事業主の責めに帰すべき理由による場合を除く。） c 天災その他やむを得ない理由により、事業の継続が不可能となったことによる解雇
04-05	第1期支給対象期の賃金が175万円未満の場合は、助成対象期間の賃金が350万円以上であっても支給を受けることはできないのですか。	助成対象期間の賃金が350万円以上であっても、それぞれの支給対象期の賃金が175万円以上でない場合は、当該支給対象期について支給を受けることはできません。 【例】 ・助成対象期間が350万円以上、第1期が175万円以上、第2期が175万円未満の場合 →第1期のみ支給対象となります。 ・助成対象期間が350万円以上、第1期が175万円未満、第2期が175万円以上の場合 →第2期のみ支給対象となります。 ・助成対象期間が350万円未満、第1期が175万円以上、第2期が175万円未満の場合 →助成対象期間に支払われた賃金額が350万円未満であるため、第1期に支給された助成金は返還する必要があります。

(04) 賃金の要件、助成内容

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
04-06	支給上限人数はありますか。	助成金の支給は一事業主あたり5人までとします。なお、一の事業主で複数の雇用保険適用事業所を設置している場合は全ての雇用保険適用事業所をあわせて5人までとします。 なお、「事業再構築補助金」および「ものづくり補助金」それぞれの交付を受けた一事業主がいる場合においても、上限は5名までとします。

(05) 手続き、提出書類等

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
05-01	支給申請書は事業所ごとの提出ですか。あるいは事業主ごとの提出ですか。	支給申請書は雇用保険適用事業所ごとに提出してください。
05-02	支給申請書はいつまでに提出する必要がありますか。	支給対象期ごとに、各支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内※に提出する必要があります。 ※天災その他当該期日までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があるときは、当該理由のやんだ後1か月以内
05-03	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)の申請には、どのような書類が必要です。添付書類も教えてください。	助成金を受給しようとするときには、以下の書類が必要です。 ★・・・第1期の支給申請時のみ提出が必要な書類 ☆・・・第2期の支給申請時のみ提出が必要な書類 ※第1期の支給申請を行っていない事業主が、第2期の支給申請をするような場合には、①～⑨すべての書類が必要となります。 ◆支給申請時に必要な書類 ① 支給申請書(様式第1号) ② 対象労働者雇用状況等申立書(様式第2号) ③ 事業所の事業活動の状況に関する申出書(様式第3号)及び3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していることが確認できる「月次損益計算書」、「総勘定元帳」、「生産月報」などの書類★ ④ 実施結果報告書(様式第4号)☆ ⑤ 事業所の雇用指標の状況に関する申出書(様式第5号)及び3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%以上減少していることが確認できる3か月分及び前年同期3か月分の月ごとのその人数を確認することができる「派遣先管理台帳」の写し等の書類★(派遣労働者を受け入れている事業主のみ) ⑥ ものづくり補助金の交付決定を受けていることが確認できる次の書類の写し★ a ものづくり補助金の応募及び補助金交付申請(計画変更申請を含む)において、ものづくり補助金事務局に提出した書類一式 b ものづくり補助金の採択及び交付決定(計画変更承認を含む)に係る通知書類 ⑦ 雇用契約書又は雇入れ通知書等★ ⑧ 賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿(対象労働者の労働時間及び対象労働者の支給対象期の労働に対して支払われた賃金の手当ごとに区分されたもの) ※給与明細は不可です。 ⑨ 出勤簿等 ⑩ 支給要件確認申立書(共通要領様式第1号) ⑪ 支払方法・受取人住所届(共通要領様式) なお、⑪は振込間違いを防ぐため、通帳またはキャッシュカードのコピー(口座番号やフリガナの確認ができる部分)をできるだけ添付してください。
05-04	支給申請書などの様式はどこでもらえますか。	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)の支給申請書類は、管轄する都道府県労働局またはハローワークの助成金担当窓口で直接様式を配布しているほか、厚生労働省のホームページからダウンロード(Word又はExcel)できます。 様式ダウンロード https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36114.html
05-05	社会保険労務士が代理申請する場合に委任状が必要ですか。	社会保険労務士が提出代行する場合は不要です。なお、支給申請事業主の事業所の従業員が申請書等の提出のみを行う場合も不要ですが、従業員が内容の修正を行う場合は事業主の委任状が必要です。

設問番号	設問	
05-06	会社の所在地は、〇〇県〇〇市ですが、助成金の詳しい問い合わせや支給申請はどこに行えばいいですか。	助成金の詳細情報や申請については、事業所所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。 都道府県労働局またはハローワークの「助成金のお問い合わせ・申請窓口一覧」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html

(05) 手続き、提出書類等

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
05-07	支給申請を行った後、助成金が支払われるまでにどれくらいかかりますか。	適切に必要な審査を行ったうえで、可能な限り速やかに支給決定ができるよう努めてまいります。なお、申請書類に不備等がある場合には申請内容の確認に時間を要しますので、ご承知お願いします。
05-08	支給申請書は、労働局やハローワークに出向いて提出しなければなりませんか。郵送やオンラインで提出できますか。	雇用関係助成金ポータル(https://www.esop.mhlw.go.jp/)から申請が可能です。ご利用には、GピズIDが必要になります。また、都道府県労働局またはハローワークの助成金窓口で受け付けているほか、郵送でも受け付けています。郵送した場合、郵送の費用は事業主のご負担になります。
05-09	支給申請書を提出した後、労働局やハローワークから連絡や調査があるのでしょうか。	提出した書類について、確認のご連絡をすることがあります。また、適正な支給を推進する観点から事業所への立入検査を行うことがありますのでご協力をお願いします。
05-10	支給申請の結果はどのように連絡がきますか。	支給決定または不支給決定の通知書を届け出た住所に郵送します。
05-11	助成金はどのように受け取るのですか。	支給決定通知書に記載された額が、支給申請時に届け出た口座に振り込まれます。
05-12	土日祝や年末年始が申請期限の場合、いつまでに申請書を提出すればいいでしょうか。	支給申請の申請期限の末日が行政機関の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)に当たる場合は、その翌開庁日が申請期限となります。
05-13	相談や申請手続きは、各都道府県の(公財)産業雇用安定センターが窓口になりますか。	都道府県労働局又はハローワークが窓口となります。相談や申請手続きは管轄の都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
05-14	支給申請書の申請に必要な添付書類は全て原本を提出する必要がありますか。	添付書類は、写しで差し支えありません。
05-15	事業再構築補助金またはものづくり補助金の事業計画に記載することとされている「実施体制」の他に、事前に労働局またはハローワークへ「人材確保計画」を提出する必要がありますか。	提出する必要はありません。

(06) その他

令和7年4月1日版

設問番号	設問	
06-01	事業再構築補助金とはどのような制度ですか。	中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的として、中小企業庁が実施しているものです。詳細は事業再構築補助金のホームページをご確認ください。
06-02	事業再構築補助金の手続きについて教えてください。	事業再構築補助金は中小企業庁が実施している事業です。詳細は事業再構築補助金のホームページをご確認ください。
06-03	ものづくり補助金とはどのような制度ですか。	中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援することを目的として、中小企業庁が実施するものです。詳細はものづくり補助金のホームページをご確認ください。
06-04	ものづくり補助金の手続きについて教えてください。	ものづくり補助金は中小企業庁が実施している事業です。詳細はものづくり補助金のホームページをご確認ください。
06-05	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)の手続きに必要なので、金融機関の暗証番号を教えてくださいという電話がかかってきたのですが、どうしたらよいですか。	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)の支給に関して、厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワーク以外から直接お電話や訪問をすることはありません。 支給申請手続き後、申請内容の確認のために厚生労働本省、都道府県労働局、ハローワークから、電話をさせていただく場合がありますが、この場合であっても事業主の金融機関の暗証番号を聞くことはなく、手数料などの金銭を求めることもありません。 不審な電話や訪問には十分にご注意ください。
06-06	他の雇用関係助成金との併給はできますか。	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)は、助成対象期間において、同一の賃金の支出について、他の雇用関係助成金を受給している場合は支給対象となりません。 ※併給調整の対象となる雇用関係助成金の詳細は、以下をご覧ください。 雇用関係助成金共通要領0304 https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001357440.pdf
06-07	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)は課税対象となりますか。	産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)を受給する事業主が法人の場合は法人税、個人事業主の場合は所得税の課税対象となります。
06-08	事業再構築補助金またはものづくり補助金の採択後、事業計画が頓挫した場合でも産業雇用安定助成金(産業連携人材確保等支援コース)の支給対象となりますか。	補助事業実施期間の途中で計画が頓挫した場合であっても、採択された事業計画に基づき雇入れた者及びその他従業員を解雇していない等、支給要領等に規定する他の要件を満たしていれば支給対象となります。